

松山都市圏都市交通マスタープラン検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 今後、急速な人口減少及び高齢化が見込まれる松山都市圏（松山市、伊予市、東温市、松前町及び砥部町）において、将来のあるべき都市構造を見据え、都市空間の新たなにぎわい創出に資する集約型まちづくりと一体となった都市交通政策及びその推進体制について検討し、長期的な視点に立った都市交通マスタープランを策定するため、松山都市圏都市交通マスタープラン検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 松山都市圏都市交通マスタープランの策定及び変更に関すること。
- (2) 松山都市圏都市交通マスタープランの実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 松山都市圏都市交通マスタープランの事業の実施計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係交通事業者
- (3) 国関係機関
- (4) 愛媛県警察
- (5) 関係市町
- (6) 愛媛県
- (7) その他知事が必要と認める者

2 前項第1号を除く委員は、協議会に代理人を出席させることができる。

(技術検討会)

第4条 協議会は、専門的事項を調査検討するため、技術検討会を置く。

2 技術検討会は、具体的課題に関する専門的な検討、及び素案の作成等を行う。

3 技術検討会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係交通事業者
- (2) 国関係機関
- (3) 愛媛県警察
- (4) 関係市町
- (5) 愛媛県
- (6) その他知事が必要と認める者

4 委員は、技術検討会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に、会長1名を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(座長)

第7条 技術検討会に、座長1名を置く。座長は愛媛県土木部道路都市局都市計画課長とする。

- 2 座長は、必要に応じ座長が指名する者を委員として参加させることができる。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、知事があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。技術検討会の会議は、事務局が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。技術検討会は、意見の取りまとめを行い、その結果を協議会に報告する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第10条 協議会及び技術検討会の事務局を愛媛県土木部道路都市局都市計画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月10日から施行する。